

第7期八街市障がい福祉計画 第3期八街市障がい児福祉計画(案) に対する意見と市の考え方

対応項目

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
- E：その他の意見

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え方
1	P24 第2編 第2章 八街市障がい福祉計画の実績・評価と成果目標 (2)地域生活の継続の支援	居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備とはどのようなことを指すのか。	B	P25 国の基本指針に方針が示されており、案に意見の内容が概ね含まれているものと認識しているため、今回、加筆・修正等は実施いたしません。
2	P24 第2編 第2章 八街市障がい福祉計画の実績・評価と成果目標 (2)地域生活の継続の支援	支援方法のニーズ把握方法はどのように考えているか。	B	P25 第7期八街市障がい福祉計画に対しての市の考え方に記載しているため、案に意見の内容が概ね含まれていたものと認識しているため、今回、加筆・修正等は実施いたしません。
3	P53 第2編 第5章 地域生活支援事業(5)移動支援	知的、精神障がい者が社会参加のための外出支援で利用する移動支援について、サービス提供量は、確保されていると思うが、事業所名、サービスの提供内容、支援方法を教えて欲しい。	D	ご意見をいただいた移動支援事業のサービス提供内容、支援方法については、すでにHPに掲載しております。 また、事業所名については、令和6年4月以降に順次掲載する予定のため、今回、加筆・修正等は実施いたしません。
4		児童虐待や家庭内DVを発見・対処することを含めた精神障がいの予防強化を求めます。	D	ご意見いただいた精神障がいの予防強化については、八街市健康プランで、対応しているため、今回、加筆・修正等は実施いたしません。

5		障がいに対し、同じ悩みを抱えた方の交流の場として、当事者会、家族会が増えてきているが、当事者でも家族でもないが、障害を抱える人と接点のある人間への相談の場が欲しい。	D	当事者会、家族会は発足しております。また、相談窓口として、市、相談員、基幹相談支援センター等があります。今後も更に、相談窓口の紹介、啓発に努めてまいります。
6		成年後見制度への取り組みが見えてこないため、市民が身近に利用できるよう周知して欲しい。	D	成年後見制度について、市で配布しております「障がい福祉のしおり」に掲載し、周知しておりますが、今後、HPや広報等で、更なる周知を行ってまいります。
7		令和5年度から失語症者向け意思疎通支援事業 失語症カフェを実施しているが記載が必要ではないか。 また、用語集に失語症を載せて欲しい。	A	令和5年度から失語症カフェを実施しているため追記いたします。また、失語症について、用語集にも追記いたします。
8		「つくし園」の特徴として保護者と一緒に通園するという大きな特徴があり、「つくし園」の役割もとても重要と思われる。今後、「つくし園」と児童発達支援センターが両輪として地域としての中心となっていくような在り方について計画して欲しい。	E	ご意見いただいた第2編 第3章(1)は、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援事業の実施についての市の考え方を記載しているため、今回加筆・修正等は実施いたしません。つくし園のあり方については、次期、障がい者基本計画において、検討してまいります。
9		障がいがあってもなくても暮らしやすい環境ができる取り組みとして「ユニバーサルデザイン」を八街市として推進してもらいたいので、障がい福祉計画としても取り入れて推進して欲しい。	E	ご意見いただいた箇所については、障がい者基本計画の内容になりますので、今回加筆・修正等は実施いたしません。次期、障がい者基本計画において、検討してまいります。